「優生保護法問題解決に向けての政策について」回答一覧

「優生保護法問題解決に向けての政策について」回答一覧 自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
優生保護法被害者について除 除斥期間の適用については、現在、係属している訴訟に 「「年期間を適用しない旨の立法 関する事項であると承知しており、訴訟における司法の 判断を注視してまいりたいと考えております。	は、 升級回、 ヨ尹有団体の自さまのこ 指摘を踏まれなから、検討すべきであると考えます。	旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は重大な人権侵害であり、被害者の高齢化が進んでいることから早期の救済が必要と判断し、旧優生保護法に基づき不妊手術を推しました。一方で、旧優生保護法に関する訴訟は現在も係属中であると認識しており、引き続き司法の判断を注視して参ります。	優生保護法は、国が強制的に生殖機能を失わせたり、子 どもを持つことを許さなかった人たちをつくりだしました。自己決定権や幸福追求権を侵害する罪の重さからい えば、損害賠償を「期限切れ」などとすることは許され ません。除作期間の適用をしない旨の立法措置をぜひ成 立させたいと考えます。	平成31年4月、旧優生保護法に基寸でく優生手術を受けた者に対すがる場合を受けた者を決する一時に発生の関すがの無さを含まる。 日本の対象を含まる一時に表表も著述である。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を含まるといる。 日本の対象を必要を必要を必要を必要を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本の対象を表しまる。 日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、		現在、係争中の裁判について、地裁での判決を不服とし、いま特別な立法を行うことは、司法府の独立を侵時にとになるのではないかという懸念があります。現時で立法府が司法府に介入することとなる立法は難しいと考えます。なお、これまでの各地裁判決が「除斥期間」によってすべて請求を棄却されたことは不当だと思います。東京地ではず、展告の受けた被害を「発被害」と表適用する人生に渡る被害であるのなら除斥期間は種別任のででありません。また除斥期間は権利係の遠やかなべきでありません。また除斥期間は権利係の遠やかな代定を目的としていますが、圧倒的な権力をもつ被告(国)に対し、原告と使り行いたを入場では、不可後も事まを知る機会さえ奪われてきまました。 憲法に保障された権利と尊厳・名誉の回復を優先し除斥期間の適用は外すべきです。	国は、優生保護法を母体保護法に改正した際も、優生手 術の違憲性・不当性についてなにも周知しておらず、 「優生手術に対する謝罪を求める会」が1997年から国に 謝罪と補償を求めてきたにもかかわらず、一切答えて ていません。そのため、騙されたり、強制的に優生を手 を受けさせられた被害者は、被害自体を知る機会を奪われ、仙台の飯塚淳子さん(仮名)のように長い間被害を おえても無視されてきました。そうした政治の不作為を 考慮し、判決において「排斥期間」は排除すべきと考え
一時金の支給法の改正につい				まえながら慎重に検討いたします。			
① 国の責任の明確化と謝罪	国の責任を法律で明確化すること等の是非については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の前文で「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」とされた経緯などを踏まえながら、今後検討すべきであると考えます。	おいて、真摯に反省し、心から深くおわびする」と明記 いたしました。この「我々は、それぞれの立場におい て」とあるのは、主に旧優生保護法を制定した国会、そ	と政府を特に念頭に置くもの」と明確にされています。 国会の責任の中には当然日本共産党も含まれており、優	引き続き全ての国民が疾病や障害 の有無によって分け隔てさられる ことなく、相互に人格、個性を尊 重し合い、共生する社会の実現に 向けて全力を尽くします。		一時金支給法の前文は「我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。」と主語があいまいです。国の責任を明記すべきだと考えます。法改正と共に国は被害者と直接向き合い謝罪すべきです。	一時金支給法の前文では、国が主体となっての反省と被害者への謝罪の表明が不明確です。国としての被害者へ
被害を償うに足りる賠償・補償	支給額のあり方については、法律で320万円とされた経 緯や、弁護団、当事者団体の皆さまのご指摘を踏まえな がら、検討すべきであると考えます。	ー時金の額は一律に320万円としていますが、この金額は、1999年、当時のスウェーデンにおける強制不妊手術を受けた方に対する補償金17.5万クローナを日本円の則したものです。スウェーデンの一時金の額を日本円に換算する場合はいくつかの方法がありますが、一時金の支給対象となる方立本はに立って、金額が高くなる方法を参考にしています。具体的には、1999年当時の17.5万クローナをまずは購買力平価で当時の円に換算し、次に、消費者物価指数で現在の価値に換算すると312万円となりますが、この金額をもどに総合的に判断をして、320万円としたと理解しています。	るよう、「対象をなるべく限定しない」「一律支給」と いうことで決定され、訴訟に加わっていても一時金が支 終されることが確認されて、この額にとどまりました。 しかし、優生保護法は憲法違反であり、交通事故などで 生殖機能を失った場合の慰謝料などから考えれば、桁違 いに額は低いものです。改めて償うに足りる賠償、補償			一時金支給の額は被害者の人生被害を償う額とはまった く言えません。賠償・補償を目的とし額も引き上げる改 たが必要だと考えます。この問題は今後の障害者政策や 人権に関する「基準値」に関わるものであり重要です。	舞金的取り扱い)となりました。しかし、優生保護法は 憲法違反の法律であり、終生隔離を強いられたハンセン
対象者の拡充 一時金支給法については、野党も含めた超党派議連での	対象者のあり方については、弁護団、当事者団体の皆さ まのご指摘を踏まえながら、検討すべきであると考えま す。	受けた方が請求をした後に亡くなり、その方が受け取る	「子どもをうみ育てたい」など、当然の願いを絶たれて しまったのは、手術被害にあった本人だけでなく、配偶 者、遺族なども同じ被害者です。補償対象者を拡充すべ きです。			人工妊娠中絶を強いられた女性、不妊手術を強制された 被害者の配偶者なども、旧優生保護法の被害者であり、 補償の対象を拡大する必要があると考えます。	賛成です。 強制不妊手術を受けた方の多くは、そのことを配偶者に も言えず苦しんできました。配偶者は子どもができない ことを自分の責任と思い悩んできました。人工妊娠中紀 を強いられた当事者、情術を受けた当事者だけななく、 その配偶者も子どもを持つことを奪われた被害者であ り、補償の対象とすべきと考えます。
議論を踏まえて制定されたものです。政府において、法 を適切に運用していただくことが重要であると考えてお ります。	請求期間のあり方については、法律の附則に基づき、請	この一時金は、まだ多くの方々に御申請をいただいていない状況にあるため、より多くの方々に受給していただけるように、一時金支給法等について丁寧に周知をしていく必要があると考えます。	被害を最近自覚した人や、被害者本人が自覚できないまま、親族などが事実を知っているということもある中で、請求に認み切るまでに時間がかかる人もいます。法施行日から5年とした請求期限を撤廃し、何年かかってもすべての被害者等に補償をおこなうべきです。			本年4月末時点の集計では、請求は1049件うち認定899件でした。どちらの件数も低く、この問題の特殊性、難しさが出た結果となりました。請求期間の延長または撤廃を行うべきです。	賛成です。 旧優生保護法下で強制的不妊手術を受けた被害者は約2 万5,000人とされています。しかし、2021年4月末現在、 厚生労働省発表の申請件数は1,049件と被害者数の3.9% にとどまっており、厚労省が推計する1万2,000人から見 て、また厚労省調査が把握した少なくとも3,400人分の 個人記録が残っていることから見ても非常に少ないと言 わざるを得ません。これは、親族に騙されて手術を受け させられ、被害者本人が自覚できないままであること や、被害を自覚していても周囲への配慮や差別、個見故 に、請求に踏み切れない事情があると考えられます。請 求期限は撤廃し、すべての被害者等に補償を行うべきと 考えます。
優生思想に基づく偏見差別を 解消するための施策	国が優生保護法被害者に対する偏見差別を解消するため の施策を進めるべきです。国が施策を遂行する義務を法 律で明文化することの是非については、弁護団、当事者 団体の皆さまのご指摘を踏まえながら、検討すべきであ ると考えます。					国の責任を明確にし被害者に対する偏見差別の解消を盛り込む法改正が必要と考えます。 一時金支給法が成立した2019年に「ハンセン病元患者家族補償法」も超党派の議員立法で提出され成立しました。その法律では、国会・政府の反省、知記されていて、宣信を差別を国民と共に根絶する決意」が明記されていまり、を差別を国民と共に根絶する決意」が明記されていまり、での根底となったのは、1990年代の政権交法」が廃止されたこと、2000年代に入ってハンセラの元元患者の消費を対したのに、2000年代に入ってハウス元患者の消費金を表記を兼養所選所者への支援事業、国が設置した検証を表表に第三番機関、よる証金を対立と最終報告、「ハンセン病問題の対象となどです。当事者の訴えが、かに大切かを痛以、世論形成、そして政治のあり方がいかに大切かを痛めています。	本本、 (変生休暖/太と廃止し、 女体休暖/太に以止りる際、 なぜ優生条項を廃止する必要があるのか、 国は過去の優 生施策を反省し、差別偏見を取り除く必要を明記すべき でした。 ハンセン海湾富国単新か今国原生間と国の関ゲ

3	一時金の支給法に基づく施策 の充実						
(I	被害者への情報周知と一時金支給の徹底				高酸化かすすんている中で、個別通知を行うなど早息な 対応が必要です。自治体の一時金の相談窓口を、合理的 配慮をおこなって手話通訳などさまざまな障害に対応で きるようにすべきです。	旧優生保護法の事務は国が知事に委任していました。そ の責任を考えるならば、国が各都道府県に情報の周知と 一時金支給を徹底させるべきだと考えます。被害者は高 齢であり急ぐ必要があります。	
(2	法 2 1 条による調査の徹底・ 充実	法第21条に基づく調査については、障害等を理由として 不妊手術等を受けることを強いられるような事態を二度 と繰り返すことのないよう、現在、衆議院と参議院、ま た国会図書館とで連携協力しながら、適宜適切に調査を 実施しているものと承知しております。		一時金支給法の第21条では、「国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格を観性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する調査その他の措置を講ずるものとする」と定められており、衆参両院の厚生労働委員長が20206月17日、国会の調査室に指示し、現在、調査が行われています。その結果を注視していきます。	タ������������������������������������	現在、調査は、衆参両院の厚生労働調査室と国会図書館 の協力で行われています。調査の指揮系統を整えて調査 の速度を上げ、深める必要があります。被害者や関係者 らは高齢であり聞き取り調査も息ぐべきです。	2の⑤でも書きましたが、1996年に母体保護法に改正する際、国は過去の優生施策を検証すべきでした。現在、衆舎両院の厚生労働調査室と国会図書館の協力で調査が行われていますが、優生手柄の審査に関わった関係機関だけでなく、地域社会でどのようにこの政策が受け入れられ、遂行されていったのか、被害当事者、関係者からの聞き取りも含め、幅広い調査にするべきと考えます。
4	優生思想および障害者に対す る偏見差別の解消にむけた施 策および立法措置の実施	法第22余の規定の趣旨を踏まえ(、積極的な周知仏報に つとめ、一時金の着実な支給に全力を尽くす必要がある レ き ュアゼリます	優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、啓 発を進めるべきです。 立法措置の必要性については、啓 発や教育の実施状況を踏まえて検討すべきであると考え ます。		あらゆる手段で、慢生保護法被害者に謝罪し、子どもたたの教育の由でわかりやすく宝相を与えることを立注性	障害者差別解消法が2016年に施行され、本年はじめて改 正されました。強制不妊手術は戦後最大級の障害者差別 です。同法を所管する内閣府においてもこの課題を取り 上げ、優生思想、障害者への偏見差別を根絶するための 施策の強化、さらなる改正行うよう働きかけていきま す。	はい。 れいわ新選組は、24時間介助を必要とする重度障害者と 24時間介助と医療的ケアの必要なALS患者の参議院議 員を擁する政党として「離もが生きたいと思える社会」 を目指し、障害者差別・いのちの選別、優生思想と対峙 してきました。 国が書者差別をなくす取組を当事者参画の下に行うよう、 働きかけていきます。
5	真相究明・冉発防止のための		す。検証にあたっては、第三者機関が行うことが望まし	旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査は、衆参 両院の厚生労働委員長の指示により、現在、国会の調査 室において行われているところです。	第三者機関による優生政策の真相究明は、現代の優生思想をとらえ、考える上でも大事な役割を果たすはずです。そういう役割をもたせられるよう、幅広い委員構成によって第三者機関の独立性を保障するべきです。	優生政策の真相究明、再発防止のために、第三者機関に よる検証は不可欠だと考えます。「優生保護法下におけ る強制不妊手術について考える議員連盟」などで検討す るよう働きかけていきます。	はい。 優生保護法は母体保護法に改正されましたが、かつての 国家(法制度)による強制としてのハードな優生思想では なく、個人の自己決定・選択という形で現れるソフトな 優生思想が蔓延しています。国による検証・調査活動と をして、今まで優生保護法による被害者の支援に取り 組んでこられた研究者、法律関係者、当事者団体などを 含めた幅広い層による独立した第三者機関による優生政 策の真相究明は、新しいい優生思想を捉え対峙する上で 重要と考えます。
6			ながら、	を設置して議論を重ね、実現することができたと認識しています。その際、公明党内においては常設の「厚生労働部会」において法案審査を行いました。また、障が、者施設については、公明党として、政務調査会のもとに	訟団は、国と「和解」後、毎年のように厚労省と協議を おこなっています。障害者施策の進捗状況を検証する貴		旧優生保護法による被害が長引き、解決が遅れたことに 対する立法府の責任は大きいと考えます。優生保護法問 題の解決に向けた諸課題について、「優生保護法下にお ける強制不好手術について考える議員連盟」などの場 て、弁護団および当事者団体との継続的な協議は必要と 考えます。